資料２

令和７年度版

光　市　の　環　境

■令和６年度分報告■

【概要版】

山口県光市

目　　次

１　大気環境について…… 1

２　水環境について…… 4

３　騒音・振動について…… 8

４　悪臭について…… 9

５　土壌環境について……10

６　ダイオキシン類対策について……11

７　公害苦情について……12

「大気環境」について

1　大気汚染の概況

大気汚染の主な原因物質としては、工場などで生産活動を行う際に排出される二酸化硫黄（SO2）等と、物流など自動車等の使用により排出される二酸化窒素（NO2）及び浮遊粒子状物質（SPM）があります。わが国においては、1960 年代から 1980 年代にかけて大気汚染が問題となり、これらの大気汚染物質は、呼吸器に望ましくない影響を与えるとされています。

こうしたことから、環境基本法第 16 条第１項の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められ、大気汚染に係る環境基準としては、二酸化硫黄（SO2)、一酸化炭素（CO)、浮遊粒子状物質（SPM)、微小粒子状物質（PM2.5)、光化学オキシダント（Ｏｘ)、二酸化窒素（NO2）の６物質で定められています。

また、近年においては、有害大気汚染物質である、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの４物質及びダイオキシン類についても同様に環境基準が定められており、環境基準の維持又は早期達成に努めることとされています。

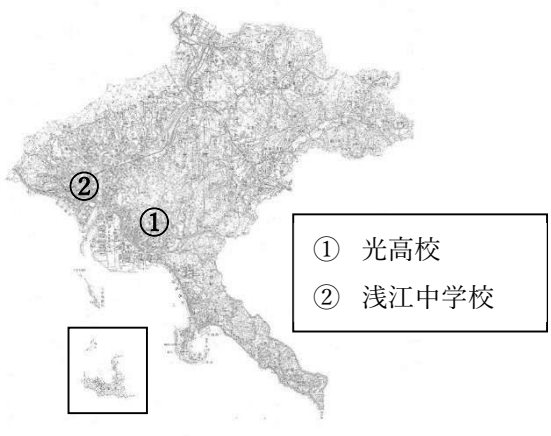
令和６年度の本市の状況は、短期的評価及び長期的評価（又は 98%値評価）ともに環境基準を達成しており、大気環境は良好であるといえます。

オキシダント等に係る情報の令和６年度の発表はありませんでした。

2　監視体制及

（１）監視体制

県の測定局が２箇所設置されており、テレメーターにより常時監視しています。



○主な測定項目

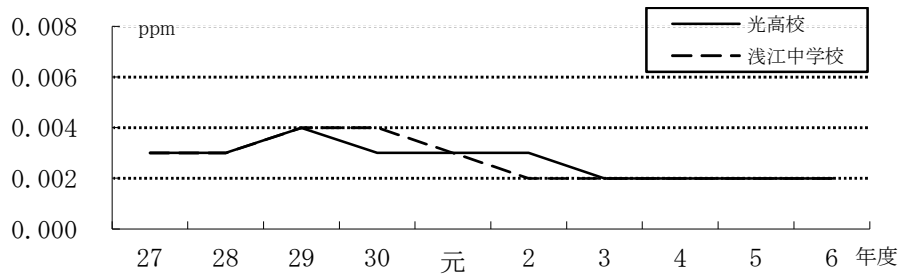
測定項目 / 測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物		光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	気　象	
		一酸化窒素	二酸化窒素				風向風速	温度 湿度 日射量
① 光高校	○	○	○	○	○	○	○	○
② 浅江中学校	○	○	○		○		○	

3　測定状況

（1）二酸化硫黄

過去 10 年の日平均値（２％除外値）の経年変化は、低下傾向で推移しています。

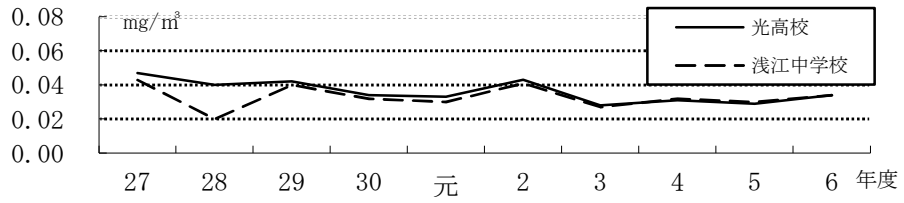
○二酸化硫黄における日平均値（2%除外値）の経年変化



（2）浮遊粒子状物質

過去 10 年の日平均値（２％除外値）の経年変化は、概ね横這いで推移しています。

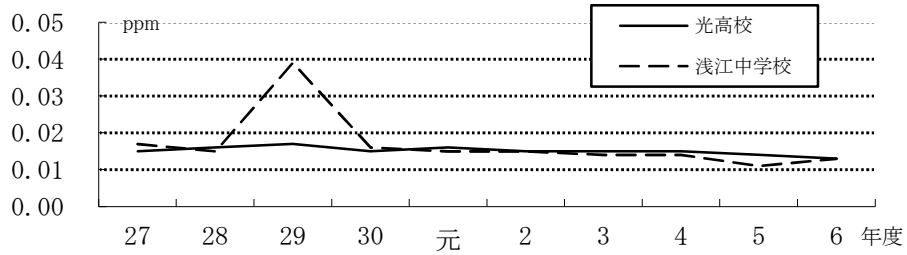
○浮遊粒子状物質における日平均値（2%除外値）の経年変化



（3）窒素酸化物

過去 10 年の日平均値（98％値）における経年変化は、平成 29 年度の浅江中学校での測定値は高くなっていますが、その他は概ね横這いで推移しています。

○二酸化窒素における日平均値（98％値）の経年変化



（4）光化学オキシダント

令和６年度における光化学オキシダントの環境基準適合状況より、環境基準である１時間値が 0.06ppm を超えた日と時間は、62 日で 287 時間、オキシダント情報発令日数についてはありませんでした。

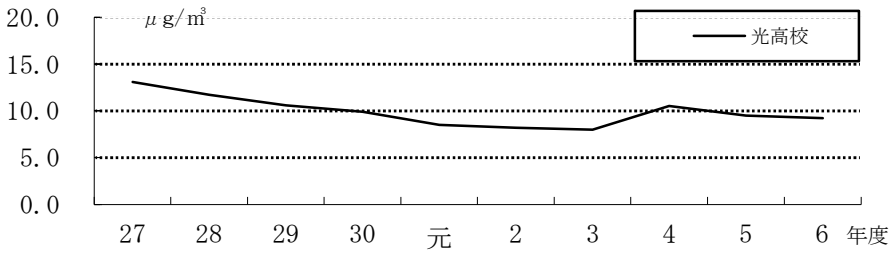
○光化学オキシダントにおける年平均値の推移及び情報発令回数等

年度 / 測定局	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
光高校 年平均値(ppm)	0.037	0.037	0.039	0.037	0.034	0.037	0.038	0.036	0.036	0.036
1時間値0.06ppmを超えた日数	100	95	108	83	62	76	75	68	65	62
情報発令回数	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0

（５）微小粒子状物質（PM2.5）

令和６年度における微小粒子状物質の環境基準適合状況より、日平均値（98%値）は24.3μｇ/m³、年平均値は9.2μｇ/m³であり、年平均値の経年変化は、概ね横這いで推移しています。

○微小粒子状物質の年平均値の経年変化



「水環境」について

1　水質汚濁の概況

本市の主な河川としては、豊富な水量を有する島田川（二級河川）があります。島田川は、県東部の岩国市を源流とし、周南市を貫流した後、西日本屈指の海水浴場である本市虹ケ浜海岸に達します。また、他にも、市のほぼ中央を流れる光井川（二級河川）と東部を流れる田布施川（二級河川）があります。

市域の東西に有する室積海岸と虹ケ浜海岸は、瀬戸内海国立公園の一部を形成し、総延長８㎞におよぶ美しい海岸で、「森林浴の森日本 100 選」「日本の白砂青松 100 選」「日本の渚・百選」などに選ばれています。また、東部に位置する室積地区の峨嵋山は、国立公園に指定され、その沿岸はクサフグの産卵地として山口県の天然記念物となっています。これらすばらしい自然環境や観光資源を保護するため、本市では公共用水域の監視に取り組んでいます。

2　水質汚濁の状況

（１）主要河川の水質汚濁状況

生活環境の保全に関する環境基準の項目（以下「生活環境項目」という）調査は、水系全域がＡ類型に指定されている島田川やＡ類型及びＢ類型に指定されている光井川では、県が年４回、また、本市地内においてすべてＡ類型に指定されている田布施川では、市が年３回実施しています。

また、人の健康の保護に関する環境基準の項目（以下「健康項目」という）調査は、島田川２地点と光井川１地点において、県が年１回実施しています。

ア　島田川水系の汚濁状況

島田川水系については２地点で県により調査を実施しています。

令和６年度における生活環境項目に関する環境基準適合状況は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌数について、すべての検体が環境基準に適合しています。

また、健康項目に関する環境基準については、いずれの調査項目においても環境基準を満たしています。

イ　光井川水系の汚濁状況

光井川水系については、光井橋上流約 100ｍの堰より上流がＡ類型、下流がＢ類型に指定されており、Ａ類型の１地点及びＢ類型の１地点で県により調査を実施しています。

令和６年度における生活環境項目に関する環境基準適合状況は、pH、BOD、SS、DOについて、すべての検体が環境基準に適合していますが大腸菌数は、上流部の適合率が低くなっています。

また、健康項目に関する環境基準については、Ｂ類型指定水域において調査を行

い、いずれの調査項目においても環境基準を満たしています。

ウ　田布施川水系の汚濁状況

田布施川水系は、庄山堰（田布施町）より上流がＡ類型、下流がＢ類型に指定されているため、光市域内はすべてＡ類型となっています。平成 25 年度から、市において田布施川水系の１地点（新市橋）で調査を実施しており、概ね環境基準を満たしています。

（２）海域の水質汚濁状況

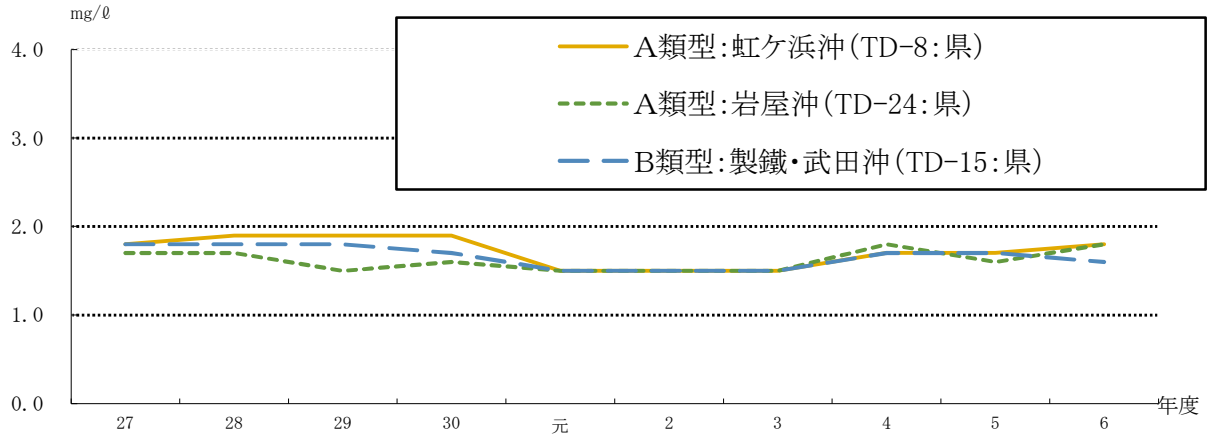
光地先海域の汚濁状況を監視するため、Ａ類型指定海域については２地点（県）、Ｂ類型指定海域においては１地点（県）で調査を実施しています。

令和６年度における生活環境項目に関する環境基準適合状況は、概ね環境基準を満たしています。

また、健康項目に関する環境基準の適合状況については、Ａ及びＢ類型海域各１地点で調査を行い、いずれの調査項目においても環境基準を満たしています。

なお、光地先海域における COD の経年変化については、Ａ及びＢ類型海域ともに、環境基準内にあります。

○光地先海域における COD 経年変化（年度平均値）



（３）中小河川等の水質汚濁状況

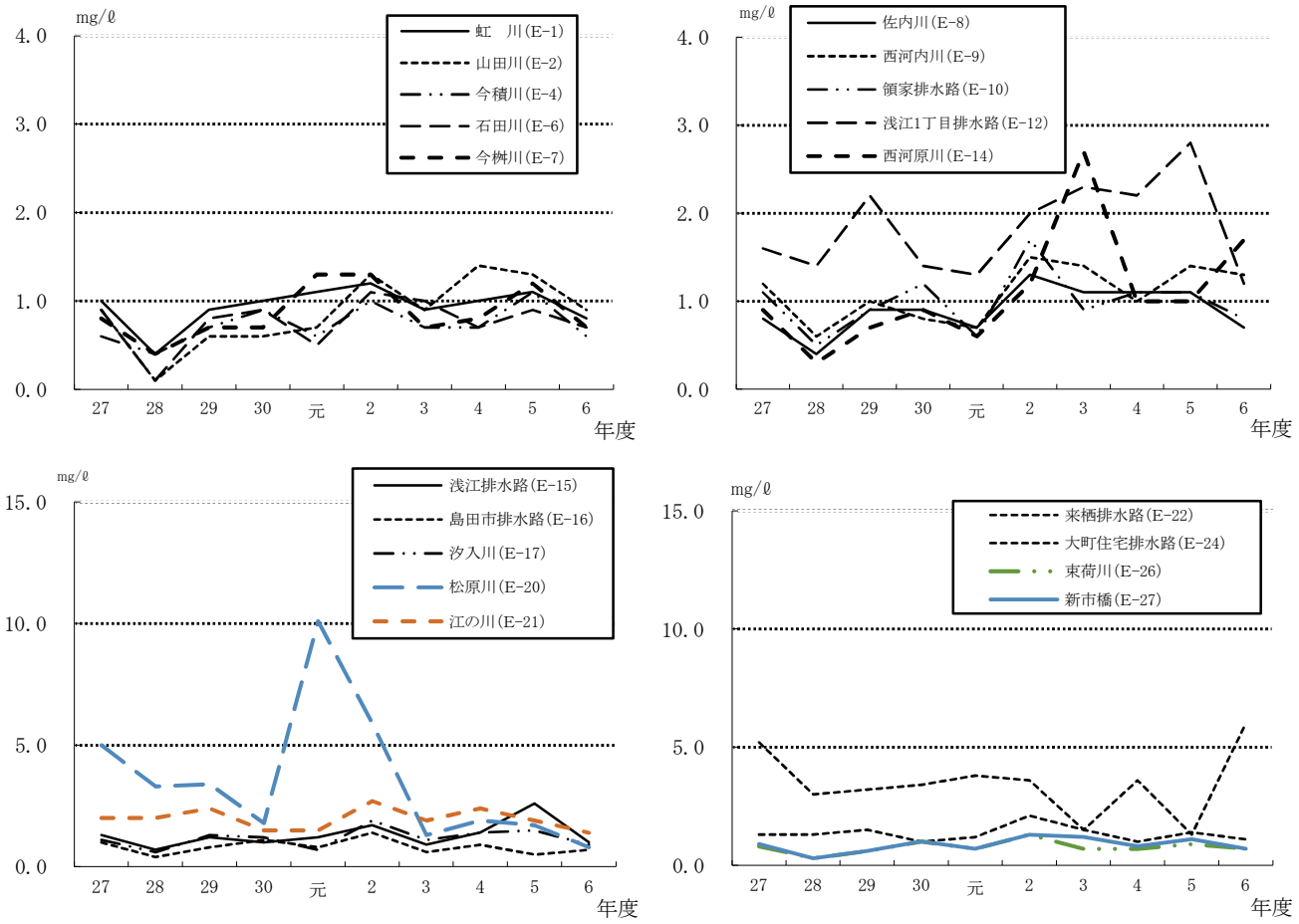
市内を流れる中小河川等の実態を把握し、併せて公共下水道整備事業による水質改善状況を評価するために、公共用水域への汚濁負荷が比較的大きいと思われる中小河川等 19 地点について調査を実施しています。

ア　中小河川等の汚濁状況

令和６年度における汚濁状況については、大町住宅排水路（Ｅ－24）の測定点において BOD（生物化学的酸素要求量）の値が高い状況にあります。

この排水路はコンクリートによる三面張りであり水量が少ないため、自然浄化作用が働きにくい等の影響が考えられます。

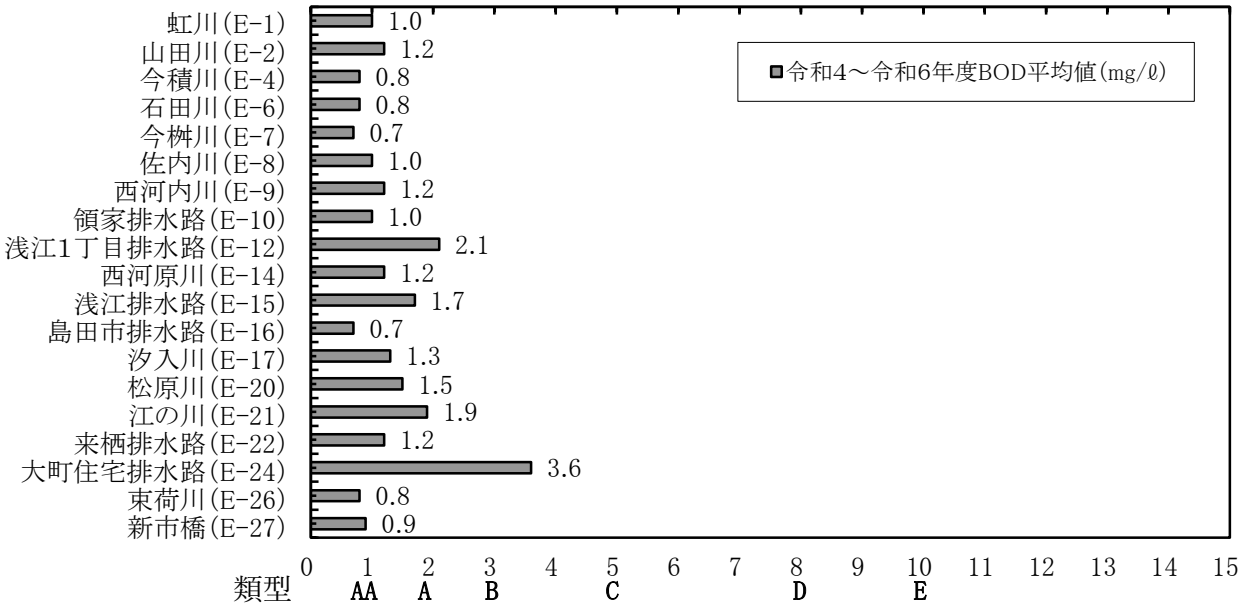
○中小河川における BOD 経年変化（年度平均値）



イ　生活排水影響調査

河川における汚濁度の判断指標とされる BOD について、過去３年間の平均値を環境基準における類型にあてはめたところ、ＡＡ類型相当９箇所、Ａ類型相当８箇所、Ｂ累計相当１個所、Ｃ類型相当１箇所という結果となり、概ね改善傾向にあります。

○中小河川における汚濁度の程度

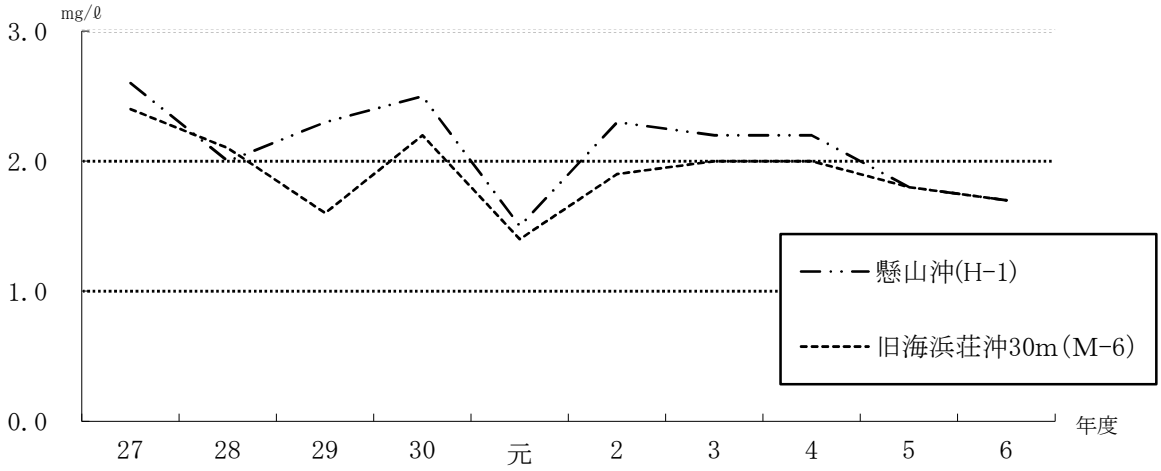


（４）沿岸部における水質汚濁状況

海域に直接流れ込む河川における沿岸部の影響を調査するため、Ａ類型海域に流れ込む河川沖沿岸部に該当する２地点について調査を実施しました。

調査数値は、概ね環境基準を満たしています。

○沿岸部における COD の経年変化（年度平均値）



３　工場排水の規制及び監視状況

特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水について、水質の汚濁を防止するため法令等により規制がなされています。その主なものとしては、「水質汚濁防止法（以下「法」という。）」、「瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）」及び「山口県公害防止条例」です。

（１）工場排水の監視

本市と公害防止協定を締結している進出企業のうち７社について、工場からの排出水の定期的な検査を年２回行い、法及び条例に基づく排水基準の遵守状況を監視しています。その結果、いずれの調査項目においても排水基準を超える工場はありませんでした。

（２）大和工業団地排水等水質調査

大和工業団地周辺地域における水質の汚濁状況を監視するため、沈砂池水、湧水、排出水の調査を年１回実施しています。その結果、いずれの調査項目においても排水基準を満たしていました。

「騒音・振動」について

1　騒音の概況

騒音は感覚公害とも言われ、日常生活のいたるところに発生源が存在しています。騒音の主な発生源としては、工場及び事業場、建設作業場等の固定発生源や、交通による移動発生源があり、また、家庭生活等に起因する近隣騒音などの問題も生じています。

2　騒音の規制（自動車騒音の規制）

自動車単体から発生する騒音に対して、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの限度値を定めています。

自動車騒音の常時監視については、都道府県（市の区域に係る状況については、市）において実施しており、結果を国に報告するとともに、自動車騒音の状況を公表するものとされています。

○令和６年度　自動車騒音調査結果

(1)　点的調査結果　（調査日：令和６年 11 月）

	評価対象道路		測定地点の住所	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況	
	路線名	車線数		昼間	夜間	昼間	夜間
1	徳山光線	2	三井六丁目 18	66	57	○	○
2	光上関線	2	大字岩田	65	56	○	○

(2) 面的調査結果　（調査日：令和６年 11 月）

	評価対象道路		評価区間			評価対象住居等戸数	基準値以下 昼間・夜間とも	基準値以下 昼間のみ	基準値以下 夜間のみ	基準値超過 昼間・夜間とも
	路線名	車線数	始点住所	終点住所	延長 (km)	a=b+c+d+e (戸)	b (戸)	c (戸)	d (戸)	e (戸)
1	徳山光線	2	大字小周防	大字小周防	0.9	7	7	0	0	0
2	徳山光線	2	大字小周防	大字立野	2.2	28	28	0	0	0
3	徳山光線	2	大字立野	三井八丁目 4	1.6	3	3	0	0	0
4	徳山光線	2	三井八丁目 4	三井五丁目 21	1.1	220	220	0	0	0
5	徳山光線	2	三井五丁目 21	光市大字浅江	2.1	34	34	0	0	0
6	徳山光線	2	光市大字浅江	木園一丁目 5	1.1	89	89	0	0	0
7	徳山光線	2	木園一丁目 5	浅江三丁目 20	0.9	183	183	0	0	0
8	光上関線	2	大字立野	大字岩田	3.3	67	66	0	1	0
9	光上関線	2	大字岩田	大字三輪	1.3	115	115	0	0	0
	光上関線	2	大字三輪	大字三輪	1.6	46	46	0	0	0

「悪臭」について

1　悪臭の概況

悪臭は、人の健康に直接重大な影響を与えるものではありませんが、不快感や嫌悪感を与えるものとして、特に近年、快適な生活環境に対する関心の高まりに伴い、人々に強く意識されるようになってきました。

一般的に悪臭は多種類の物質により形成されている場合が多いのですが、悪臭防止法では、事業活動に伴って発生した生活環境を損なうおそれのある物質を特定悪臭物質として指定し、敷地境界線における大気中の濃度について規制しています。

2　悪臭測定

悪臭の測定については、市内３箇所で平成 18 年度から各項目別に測定を行っています。

令和６年度における悪臭測定結果は、A・B 両地域の測定項目すべてが許容限度以下でした。

○令和６年度　悪臭測定結果　　（調査日：令和６年９月）

測定項目＼測定地点	被検成分の大気中の濃度（ppm）			許容限度（ppm）	
	武田記念体育館前付近	中央町自治会館前付近	浅江排水路河口付近	A 地域	B 地域
	A 地 域	A 地 域	B 地 域		
アンモニア	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1	2
メチルメルカプタン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.004
硫化水素	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02	0.06
硫化メチル	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01	0.05
トリメチルアミン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.005	0.02
トルエン	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	10	30
キシレン	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1	2

※「0.1 未満・0.001 未満」とは、定量下限値未満であり、一定の精度をもって濃度を測定できる最小値

【参　考】　A 地域：B 地域以外の用途地域

B 地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

「土壌環境」について

1　土壌環境の概況

土壌汚染は、私たちが体感しにくい公害です。有害な物質が地下に浸透してしまうと、その影響を視覚や嗅覚では感じにくくなってしまいます。しかしながら、土壌に含まれる有害物質の口や肌などからの直接摂取や汚染された地下水の飲用等は、健康リスクを生じます。

各種法令等により公害防止施策が実施される以前は、有害物質の野積みによる漏出など、土壌汚染につながりかねない状況にありましたが、人の健康に及ぼす影響への懸念等から対策確立への社会的要請が高まり「土壌汚染対策法」が制定されました。

2　地下水質の概況調査

（1）市内広域常時監視

市内の井戸において、県が地下水の測定を行うことにより土壌の状況を監視しており、令和６年度の調査では、いずれの調査地点及び項目においても環境基準以下でした。

○令和６年度　地下水概況調査結果（地点数３）　【県測定】

項目	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度	環境基準
全シアン	1	0	－	－	検出されないこと
六価クロム	1	0	－	－	0.02mg/L 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1	0	－	－	1mg/L 以下
トリクロロエチレン	1	0	－	－	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	1	0	－	－	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0	0.32	10mg/L 以下
ふっ素	2	0	－	－	0.8mg/L 以下
ほう素	1	0	－	－	1mg/L 以下

（2）浅江地区継続監視

市内浅江地区の一部の井戸については、平成 18 年度より県が「地下水調査区域」に設定し、1,2-ジクロロエチレン等の有害物質についての継続的な監視を行っています。

○令和６年度　地下水継続監視調査結果（地点数４）　【県測定】

項目	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度	環境基準
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ)	1	0	－	－	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	2	1	0	0.011	0.04mg/L 以下
トリクロロエチレン	4	1	0	0.002	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	4	2	1	0.026	0.01mg/L 以下

「ダイオキシン類対策」について

1　ダイオキシン類対策の概況

ダイオキシン類の大部分は物の燃焼にともない発生しており、その排出量の約９割は身の回りのごみや産業廃棄物等を焼却する際に出るといわれています。

ダイオキシン類対策としては、平成２年に「ダイオキシン発生防止等ガイドライン」が作成され、発生防止の対策が始まりました。そして、平成９年には大気汚染防止法施行令や廃棄物処理法に基づく政令等の改正が行われ、本格的に対策が講じられるようになりました。

その後、平成 11 年３月に開催された「ダイオキシン類対策関係閣僚会議」において「ダイオキシン対策推進基本指針」が策定されるとともに、同年７月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されました。このことにより、現在のダイオキシン類対策は、「ダイオキシン対策推進基本指針」と「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）」の２つの柱を基に進められています。

2　ダイオキシン類常時監視調査

ダイオキシン類の常時監視をするため、公共用水域（水質・底質）及び土壌について、県が監視調査を行っています。その結果、全調査地点で環境基準値を下回りました。

○令和６年度　ダイオキシン類常時監視調査結果　　【県測定】

(1) 公共用水域（水質・底質）　　（調査日：令和６年８、10 月）

調査地点		測定結果	
		水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
島田川	束荷川合流点下100m(GC-2)	0.066	0.16
笠戸湾・光海域	虹ケ浜沖（TD-8）	0.056	6.3
環境基準		1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下

(2) 土壌　　（調査日：令和６年 11 月）

調査地点	測定結果　土壌(pg-TEQ/g)
光市室積六丁目	8.8
環境基準	1,000pg-TEQ/g 以下

「公害苦情」について

1　公害苦情の概況

住民から寄せられる公害苦情の多くは、単に健康や生活環境に関する相談だけではなく、行政やコミュニティ等に対する不平や不満の表明という側面も持っています。これは、住民の公害に対する関心が高まっていること、また、社会構造の変化等により当事者間での問題解決が非常に困難となっていること等の現れであるといえます。

公害苦情については、地方自治法及び公害紛争処理法に基づき、苦情者への聞き取り、現地調査、発生源への指導等を通じて、問題の解決に取り組んでいます。

2　公害苦情の傾向

近年は、工場・事業所が発生源となる「産業型公害」が公害関係法令の整備や公害防止技術の向上により大幅に改善され、苦情件数が減少してきています。一方、「うるさい」「くさい」等の感覚的なものや、被害範囲が近隣住宅だけといった極めて範囲の狭いものなど、都市構造や家庭生活に起因する「都市生活型公害」が増加する傾向となっています。

この原因としては、都市化や生活環境の保全（快適な環境）を求める動きが顕著化している等の住民意識の変化が挙げられます。

また、さらに近年苦情を増加させる原因としては、地域でのコミュニケーション不足や核家族化の進展で、自分以外の生活者への配慮等に欠ける点なども見受けられ、譲り合いや他人への気配りの欠如による苦情が目立ってきています。

このように、苦情の対象が工場等よりも住民の生活行動に起因する場合が多く、苦情の対象者も申立者も住民であるケースが多いのが特徴です。

特に大気汚染の苦情に分類されるごみの野外焼却など、周囲へのちょっとした気遣いで防げる苦情が増加する傾向にあります。

3　公害苦情の発生状況

公害苦情件数については、公害種類別に 19 件を受理しています。

大気に関する苦情は野外焼却に対するものであり、田畑における野焼き行為に対するもののほか、住宅地における野焼き行為等に対するものです。水質苦情については海での油漏れ等、騒音苦情については工場騒音・解体作業音等、悪臭苦情については発泡スチロールの中間処理に起因するもの等、土壌汚染苦情は道路への自動車燃料の漏出でした。

○令和６年度　公害苦情処理件数

公害種類	大　気	水　質	騒　音	悪　臭	振　動	土壌汚染	その他	計
件　数	6	3	7	2	0	1	0	19